

最近の判例から (10)

## 指定確認検査機関への業務停止処分等が 適法とされた事例

(大阪地判 平17・5・27 判タ1225-231) 村川 隆生

指定確認検査機関に対する国土交通省近畿地方整備局長の建築基準法に基づく業務停止処分、監督命令処分は、建築基準法の解釈を誤ってされたものであり違法であるなどとして争われた事案において、いずれの処分も適法とされた事例（大阪地裁 平成17年5月27日 請求棄却・控訴 判例タイムズ1225号231頁）

### 1 事案の概要

国土交通省は、A指定確認検査機関において確認検査員以外の職員（以下「補助員」という。）に単独で完了検査を行わせていたことが判明したことから、同様の問題が他にも生じていないかどうかを調査する必要があると認め、平成14年9月、国土交通大臣あるいはその権限の委任を受けた地方整備局長の指定に係る他の指定確認検査機関（19機関）に対し、一斉に立入検査を実施した。その結果、原告指定確認検査機関X1、X2の2社及びBにおいて、A同様、確認検査員以外の補助員に単独で完了検査を行わせていたことが判明した。他方、その余の16機関については、確認検査員以外の補助員に単独で完了検査を行わせるなどといった事情は認められなかった。

平成14年10月、国土交通大臣から権限の委任を受けた地方整備局長Yは、X1らに対し、指定確認検査機関は、建築基準法77条の24第1項の規定により、確認検査を行うときは、国土交通省令で定める方法に従い、確認検査

員に確認検査を実施させなければならないにもかかわらず、確認検査員以外の者に完了検査を実施させており、同法77条の35第2項1号に該当するとして、①確認検査に係る契約を新たに締結する行為、②既に締結した契約の変更により、確認検査の業務を追加する行為、③業務の停止の期間満了後において前各号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為の業務の1か月間の停止を命ずる処分を下すとともに、同法77条の30の規定に基づき、業務改善計画書の提出、業務の実施状況に関する定期的な報告及び確認検査員以外の者に中間検査又は完了検査を実施させた建築物等についての検査の実施の措置を講ずることを命ずる旨の監督命令処分を行った。

これに対して、Xらは、これらの処分は建築基準法の解釈を誤ってされたもので違法であるなどと主張して、これらの処分の取消しを求めて提訴した。

### 2 判決の要旨

裁判所は次のように判断して、X1らの請求を棄却した。

(1) 建築基準法77条の24第1項は、確認検査業務を指定確認検査機関が行う場合においても、当該確認検査は建築基準適合判定資格者である確認検査員に限ってこれを実施することができるものとする趣旨であると解される。もっとも、確認検査員以外の者（補助員）が関与することそれ自体を禁止

した規定はなく、確認検査員が確認検査を実施するに当たり確認検査員以外の者を使用すること自体は法の許容するところと解される。しかしながら、法規制の在り方及びその趣旨からすれば、確認検査員が確認検査を実施するに当たり確認検査員以外の者を使用する場合においても、当該補助員の関与の程度、態様は補助的なものに限られるというべきである。

中間検査又は完了検査においては、実施検査こそがその本質的な内容をなすものであるということが出来る。実地検査に当たり確認検査員以外の者(補助員)を使用する余地を認めるとしても、確認検査員が自ら実施検査を行ったものと同視し得るような場合に限られるものと解すべきである。

- (2) X 1 は、完了検査のうちの実施検査部分を補助員が単独で行っていたというにとどまらず、申請書類の審査から検査済証の交付に至るまでの全過程を確認検査員の総括的指導の下に補助員自らの判断において行っていたということが出来るのであって、その実態は補助員が確認検査員と完了検査業務を分担していたというに等しく、完了検査への補助員の関与の程度、態様が補助的なものに過ぎないとは到底いい難い。確認検査員が個々の検査物件について補助員に対し検査手順及びチェックポイント等を具体的かつ詳細に指示し、実施検査の結果を自ら確認の上、検査済証を交付するか否かについての判断を最終的に行うなどといった検査体制が確立されていたなどというのであればともかく、上記認定のような運用実態の下においては、補助員が単独で行った実施検査について確認検査員が自らこれを行ったものと同視し得るような特段の事情があるとは到底いうことはできない。

そうであるとすれば、X 1 については建

築基準法77条の24第1項の規定に違反する事実があったというべきである。(X 2 についても同様の認定)

- (3) 前記において認定説示したところによれば、X 1 らについて建築基準法77条24第1項の規定に違反する事実があったと認められるから、X らが建築基準法77条の35第2項1号にいう「建築基準法77条の24第1項の規定に違反したとき」に該当することは明らかであるのみならず、建築基準法77条の30にいう「確認検査の業務の公正かつ的確な実施を確保するために必要があると認めるとき」にも該当するというべきである。
- (4) X 1 らの違反行為の重大性、悪質性に加えて、指定確認検査機関(20機関)のうち、立入検査の結果、補助員に単独で実施検査を行わせていたことが判明したのは、X 1 らを含めて4機関に過ぎないことなどを併せ考えると、本件各業務停止処分が重きに失する等、社会通念上著しく妥当性を欠き、Yの裁量権の範囲を逸脱し、又はその濫用があったということとはできないというべきである。

本件各監督命令処分の内容も、確認検査の業務の公正かつ的確な実施を確保するため必要かつ相当なものというべきであって、Yの裁量権の範囲を逸脱し、又はその濫用があったということとはできない。

### 3 まとめ

本判決は、指定確認検査機関の制度の下における、補助員による中間検査・完了検査における実施検査の可否等の確認検査業務のあり方について判示されたものである。

指定確認検査機関の制度は、平成10年の建築基準法改正により設けられたものである。

なお、耐震偽装問題を受け、建築基準法が改正され、本年6月に施行予定である。